

ICカード乗車券取扱規則に関する特約新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第2章 発売 (モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 モバイル PASMO および Apple Pay の P ASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、<u>会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとをあわせてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経路および発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P ASMO および Apple Pay の P ASMO の画面および会員メニューにより確認することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 発売 (モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 モバイル PASMO および Apple Pay の P ASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、<u>サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p>(1) <u>購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しを併せて郵送する。</u></p> <p>(2) <u>電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</u></p> <p>4 <u>第2項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経路および発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P ASMO および Apple Pay の P ASMO の画面および会員メニューにより確認することができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>